

- 証券取引約款の第6章を「振替有価証券の取引」とし、現行の第7章「振込国債の取引」、第8章「一般債(短期社債を含む)の取引」、第9章「投資信託受益権(上場投資信託受益権を含む)の取引」の各規定を同章に統合した上で、新たに「株券電子化」移行後の振替株式等の取引に関する諸規定を加えます。
- 現行の第6章「株式ミニ投資」を第7章とし、また、従来の「日興の《株式累積投資口座約款》」を本約款に統合して、新たに「第8章 株式累積投資」を追加します。
- 上記1.、2.に伴い、第10章「国内外貨建債券取引」から第19章「雑則」までの章番号をそれぞれ1つ繰り上げ、第9章から第18章とします。
- 「株券電子化」への移行のための経過措置等を規定するため、附則第1条を改定します。
- 改定後の証券取引約款第6章および附則の内容は下記の通りです。その他の改定部分につきましては、「株券電子化」の実施に伴う用語の修正および条番号の変更等でございますので、記載を省略いたします。

## 第6章 振替有価証券の取引

### 第48条(振替決済口座)

- 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替有価証券の記載または記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 当社は、お客様が振替有価証券についての権利を有するものにより振替決済口座に記載または記録いたします。

### 第49条(加入者情報の取扱いに関する同意)

当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載または記録が行われた場合には、お客様の加入者情報(氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。)について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取り扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第50条(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

当社が前条に基づき振替機関に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、振替機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第51条(振替機関からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

振替機関から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第52条(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

- 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、総株主通知、個別株主通知または受益者登録等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第53条(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を振替機関に通知したときは、振替機関がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第54条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第55条(振替の申請)

- お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
  - 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
  - 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
  - 振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において振替機関が定める期間中において振替を行うもの
  - 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
  - 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
  - 投資信託受益権の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 投資信託受益権の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 投資信託受益権の償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 投資信託受益権の販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行う

もの

- 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
  - 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - 償還日
  - 償還日翌営業日
- 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない、その他やむを得ない理由により、振替ができないもの
  - お客様が振替の申請を行うに当たっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。
    - 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替有価証券の銘柄および数量
    - お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄が質権欄かの別
    - 上記②の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替有価証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
    - 特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者(加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。)(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名または名称および住所並びに上記①の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
    - 振替先口座およびその直近上位機関の名称
    - 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有欄が質権欄かの別
    - 上記⑥の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名または名称および住所並びに当該株主等が振替機関が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
    - 振替を行う日
  - 上記(2)①の数量は、振替機関が定める最低数量の整数倍(投資信託受益権の場合は投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
  - 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、(2)⑤の提示は必要ありません。また、(2)⑥については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
  - 当社に振替有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。
  - 上記(2)の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限りませす。)を行うお客様は、同①の振替有価証券を同項⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替有価証券の株主等の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

### 第56条(他の口座管理機関への振替)

- 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない、その他やむを得ない理由により、振替ができない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。
- 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。
- お客様のご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続を行う場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

### 第57条(担保の設定)

お客様の振替有価証券について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きによる振替を行います。

### 第58条(お客様が担保権者となる場合)

お客様が振替有価証券の担保権者となる場合は、当社と担保管理に係る契約を結んでいただきます。お客様が担保権者となる振替有価証券の管理は当該契約に基づく当社所定の手続きにより行ないます。

### 第59条(登録質権者となるべき旨のお申出)

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

### 第60条(担保振替有価証券の取扱い)

- お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者または特別受益者の申出をすることができます。
- お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保上場投資信託受益権、担保新株予約権付社債および担保新株予約権(以下「担保振替有価証券」といいます。))の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- お客様は、担保振替有価証券の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替有価証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替有価証券の数量についての記載または記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、振替機関に対する担保振替有価証券の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

### 第61条(担保設定者となるべき旨のお申出)

- お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資)または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)または振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- お客様が特別株主、特別投資主特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式等、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

## 第62条 (信託の受託者である場合の取扱い)

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替有価証券について、当社に対し、当社所定の方法により、信託財産である旨の記載または記録を請求することができます。

## 第63条 (振替先口座等の照会)

- (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客様が振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客様が当社に対する振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。

## 第64条 (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの
  - ② 当該分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの
- (2) 上記(1)に基づき、元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただきます。
  - ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
  - ② 振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別
- (3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示していただきます。

## 第65条 (分離元本振込国債等の元利統合申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの
  - ② 当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの
- (2) 上記(1)に基づき、元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただきます。
  - ① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
  - ② 振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別
- (3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示していただきます。

## 第66条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)、繰上償還またはお

客様の請求による解約が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをいたします。

## 第67条 (償還金、利金、解約金および収益分配金の代理受領等)

- (1) お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替有価証券について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとし、
- (2) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含み、以下同じ。)、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。
- (3) 当社は、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に限っては、振替制度へ移行する以前の計算方法を実施するなど、お客様のお受取額が振替制度へ移行する以前に比べ減少しないように計算することとします。ただし他の口座管理機関等から振替を受けたもので、当社が募集・売出し等の取扱いを行っていなかった特例社債等については、振替機関の定めにより取扱う場合があります。

## 第68条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載または記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

## 第69条 (個別株主通知の取扱い)

- (1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

## 第70条 (単元未満株式の買取請求等)

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求(買増請求)の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、振替機関が定める取次停止期間は除きます。
- (2) 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、振替機関の定めるところにより、すべて振替機関を経由して振替機関が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、振替機関が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- (3) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- (4) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- (5) お客様は、上記(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- (6) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

## 第71条 (会社の組織再編等に係る手続き)

- (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
- (2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

## 第72条 (配当金等に関する取扱い)

- (1) お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により振替株式等の配当金(振替投資口および振替上場投資信託受益権にあっては分配金。以下本条において「配当金等」といいます。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社を経由して振替機関に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)またはお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替有価証券の数量(当該発行者に係るものに限り、)に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式(以下「株式数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていたいただきます。
- (3) お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
  - ① お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替有価証券の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること
  - ② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替有価証券の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること
  - ③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと
  - ④ お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、振替機関が発行者に通知すること
  - ⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金等を、振替機関が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等支払債務が消滅すること
  - ⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと
    - イ 振替機関に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
    - ロ 直接口座管理機関
    - ハ 他の方から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券につい

- て当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- (4) 登録配当金受領口座方式または株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

## 第73条 (総株主等の通知等に係る処理)

- (1) 当社は、振替機関が定める振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権においては信託の計算期間終了日)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権においては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。
- (2) 振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の対象銘柄である振替有価証券の発行者に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- (3) 振替機関は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

## 第74条 (振替新株予約権の行使請求等)

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (3) 上記(2)の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、振替機関の定めるところにより、すべて振替機関を経由して振替機関が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、振替機関が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (4) お客様は、上記(1)または(2)に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとし、
- (5) お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとし、
- (6) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。

- (7) お客様は、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、振替機関が定める取次停止期間は除きます。
- (8) 上記(7)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

#### 第75条(振替新株予約権社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- (1) 振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債または新株予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券または新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券または新株予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預りします。
- (2) お客様は、振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第76条(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- (1) お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限りです。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- (2) お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。
- (3) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

#### 第77条(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

- (1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供をすることを請求することができます。
- (2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または振替機関を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- (3) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

#### 第78条(当社の連帯保証義務)

振替機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、利金、解約金および収益分配金の支払いをする義務
- 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離

利息振込国債および当該国債と利子の支払期日と同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

- その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### 第79条(振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- (1) 当社は、振替機関において取り扱う振替有価証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄その他当社が定める一部の振替有価証券の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における振替有価証券の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

#### 第80条(機構非関与銘柄の振替の申請)

お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出いただけます。

#### 第81条(他の口座管理機関等から振替を受けた一般債の取扱い)

- (1) 他の口座管理機関等から振替を受けた一般債について、当社が募集・売出し等の取扱いを行っていなかった銘柄である場合等は、買取りの請求に応じられない場合があります。
- (2) 上記(1)の場合、当該銘柄に関する情報を提供できない場合があります。

#### 第82条(振替法に基づく特例投資信託受益権の振替制度への移行手続き等に関する同意)

お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、①および②に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに③から⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(投資信託受益証券の提出など)
- 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づきこの約款の規定により管理すること
- 振替機関が必要と認める日においては、上記①に掲げる申請を受け付けないこと

#### 第83条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の①から④までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意

いただいたものとして取り扱うこと。

- 振替機関が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
  - その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
  - 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、振替機関に対し、振替機関の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
  - 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および振替機関が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
  - 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
  - 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載または記録された振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
  - 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
  - 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

#### 第84条(口座管理料)

当社は、振替決済口座を設定したときは、当社の定める所定の口座管理料をいただきます。また、口座管理料の計算方法、計算期間およびお支払い方法等の取扱いは、第46条(保護預り管理料)に準じた取扱いとします。

#### 第85条(公示催告等の調査などの免除)

当社は、振替有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、株券の喪失登録などについての調査およびご通知はしません。

## 附則

#### 第1条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の①から⑩までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 振替法の施行日(以下「施行日」といいます。)の2ヶ月前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしない場合があること
- 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、原則としてお預りしている株券等を返還しないこと
- 施行日以後は、法令で定める特別口座からの振替請求手続きに使用する目的以外ではお預りした株券等を返還しないこと
- 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること
- 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式

に従い、お客様の情報(氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ)を機構に通知すること

- 当社が前号に基づき機構に通知したお客様の情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- お客様の氏名または名称および住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、⑤の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- 当社が⑤に基づき機構に通知したお客様の情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用する場合があること
- 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものに限ります。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
- 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
- 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
- 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
- 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の6営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様およびお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うものに限ります。)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
- 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様およびお客様の預託優先出資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
- 発行者に対する上記⑩および⑪に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- 施行日前において、保護預り株券を返還する場合があること
- 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、保護預り口座による管理から振替決済口座による管理へ移行すること
- 振替法の施行日に無効となった株券等は振替法の施行日に当社の保護預り口座および振替決済口座の管理ではなくなること
- 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと